

議事日程(第4号)

令和2年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第50号 令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について  
日程第2 議案第51号 高鍋町税条例の一部改正について  
日程第3 議案第52号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第4 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第5 議案第54号 高鍋町介護保険条例の一部改正について  
日程第6 議案第55号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について  
日程第7 議案第56号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
日程第8 議案第57号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)  
日程第9 議案第58号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について  
日程第2 議案第51号 高鍋町税条例の一部改正について  
日程第3 議案第52号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第4 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第5 議案第54号 高鍋町介護保険条例の一部改正について  
日程第6 議案第55号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について  
日程第7 議案第56号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
日程第8 議案第57号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)  
日程第9 議案第58号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 

出席議員(14名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |

11番 中村 末子君                      12番 春成 勇君  
13番 日高 正則君                    14番 杉尾 浩一君  
15番 緒方 直樹君                    16番 青木 善明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君          事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

---

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第50号

日程第2. 議案第51号

日程第3. 議案第52号

日程第4. 議案第53号

日程第5. 議案第54号

日程第6. 議案第55号

日程第7. 議案第56号

日程第8. 議案第57号

## 日程第9. 議案第58号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業についてから、日程第9、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）まで、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 指定行事とは何を指しているのか、また、たばこ税に関してどのように変化するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により、中止などとなった文化芸術またはスポーツに関する行事のうち、不特定多数の者から入場料等の支払いを受けた行事の中で、文部科学大臣が指定した行事となります。現在、日本芸術文化振興会が主催する落語や能楽の公演、日本サッカー協会主催のアジアカップ予選等が指定されております。

次に、たばこ税については、軽量の葉巻たばこについて、令和2年10月から令和3年10月の2段階で増税となり、紙巻きたばこと同水準の税率とするものでございます。以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、中止となった文化行事についての説明がありました。しかし、宮崎県でもいろんな民間の方々公演を中止したりとか、いろんな芸術関係の中止、いわゆる民間が請け負っておられるいろんなそういった音楽とかの行事ですね、それについてはなぜ指定をされていないのかということが、ちょっと私、聞いたところによると、もっとそういうのも指定してほしいという話があったんですね。だから、確かにテレビでもいろんなテレビ会社が催している行事ですね、いろんな歌のイベントとかそういうものについては、払い戻しをしますということになっておりますけれども、そういったやっぱり民間放送とかがやっているものとか、いろんなものも視野に、私、入れていくべきじゃなかったのかなと思うんですけど、国の政策の転換の中ではどうなっていたのか、そこを再度お伺いしたいと思います。

また、たばこ税に関しては、説明資料の中にあるんですけども、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定についてとありますけれども、その中の一番最初に加熱式たばこを除くということは、加熱式たばこも本当は入るんじゃないかということもちょっと危惧されていた部分があるんですけども、現在、高鍋町でもたばこの生産農家と

いうのがもう1戸になってしまいましたけれども、こういった生産農家についてもしっかりと守るという対応がこの中には入っているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） まず、指定行事に関する考え方でございますが、あくまでも国のほうが指定をする行事となっております。あくまでも主催者側が国のほうに申請をしまして、国のほうが指定をするということになっております。ちなみに6月5日現在で申請のほう、634公演されておまして、そのうち522公演が指定行事というふうに指定をされております。

なお、対象として想定されないものとしたしましては、身内、内輪でのイベント、明らかな文化芸術、スポーツ以外の目的で開催されるイベント、違法なものや主催者が反社会的勢力に関するイベント等が国のほうでは想定をされております。

また、文化庁のホームページのほうにそういった指定行事に関するPRされておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

あと、たばこ税につきましては、あくまでも今回の改正につきましては、現在、葉巻たばこにつきましては、現行の紙巻きたばこよりも税率が安いということで、消費のほうが増えているということもあろうかと思っておりますけれども、そういった葉巻たばこについて、将来的に現在火をつけて吸われるたばこですね、そちらのほうと同じ税率にしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 1人当たり、1世帯当たりの減税はどのくらいとなる見込みかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 国民健康保険税の減税の見込みでございますが、1人当たり約1万円、1世帯当たり約1万7,000円程度減額になる見込みでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 多分、この内容を見てもみますと、高鍋町では該当者がいないん

じゃないかなというふうに思うんですけども、内容とちょっと違くと、そぐわないと思われるかもしれませんが、病院では新型コロナ対策のために仮設などを設置したところもあるんですね。この条例案にはそのような病院への助成はないと思うんですけども、これに関してやはり病院も新型コロナの感染者が出た場合には、どういう対応をしなければならないかということは、全国一律でしっかりと対応されてきていると、私は、近隣の近所というか高鍋町内にある病院を見て回って、対策されているところと対策されていないところとちょっとありましたので、そここのところがどういうふうになるのか、対策されていたところはやっぱりそれなりの費用をかけて仮設を準備されている部分もあったと思うんですが、そのことについてはどのような判断となるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 高鍋町の町民の方で、新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは、感染が疑われて労務に服することができなくなった方の情報は、現段階でございませんので、この条例に該当する傷病手当金が受給される該当者は現段階ではないというふうに考えております。

そして、今回の条例改正につきましては、あくまで傷病手当金に関する内容でございます。病院への助成については含まれておりません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 保険料減免について、所得が減少した証明が必要なのかどうか、それ以外にも何か必要な書類があり、面倒くさくないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） お答えいたします。被保険者に対する支援を速やかに実施するために、所得等の減少が分かる証明書がある場合は、その証明書をもって判断し、証明書のない事業収入等の減少については見込みで判断いたします。例えば、事業収入については、年間の売上げ見込額等を見通すために帳簿の一部等を提出していただくことが考えられます。給与所得者に関しましては、給与明細書等の提出が考えられます。いずれにしても、合理性を担保しながら柔軟に判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは、障がい者団体が県議会に対して、長年、要するに直接助成する制度にとの訴えが、ようやく全会一致での制度と変更になったいきさつがあるんですね。また、これから先についてもどのようになるのか、また、高鍋町の助成制度との使い勝手の問題はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 今回の改正によりまして、利用者の方は、これまで一旦病院等の窓口で医療費を支払って、後日利用者からの申請によりまして、一月1,000円を超えた額を市町村から助成を受けるという償還払いの仕組みでございましたが、今後は、1医療機関、月500円を窓口で支払えば済むということになりまして、経済的負担が少なくなる、そのほか毎月の市町村への申請手続も不要となりまして、利用者の負担軽減が図られるというふうになるというふうと考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 内容から見ると、企業立地奨励補助対象外の企業に対して、何らかの構築物などを造ったときなど固定資産税を免除するというものだというふうに考えますけれども、例えばですね、自宅を建設する場合、一部に事業所をとという場合、当該事業所面積に係る一部免除となると考えるんですが、それは具体的にこの地域経済牽引事業促進というものが、どういったものでどういう場合に免除となるのかお伺いしたいと思います。

これらの事業所が、地元の経済を本当に牽引すると判断する材料は、どこで判断されるのか、牽引できず事業者のみの利益であった場合はどうするのか、またその分の税金不足分はどこから賄うのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 具体的な内容と課税免除となる場合についてでございますが、本条例で規定する固定資産税の課税免除は、地域未来投資促進法に基づきまして、宮崎県と県内26市町村とで作成し、国の同意を得ております基本計画に沿って事業者が地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を受けることにより固定資産税の課税免除を受けることができるという内容のものでございます。

また、課税の免除を受けることができるものは、当該適用対象施設の用に供します家屋、また、構築物とこれらの敷地である土地でございます。

また、牽引事業についての判断でございますが、地域経済牽引事業の判断につきましては、県によりまして地域経済牽引事業計画の承認の際に判断されることとなりまして、基本計画で定められております要件を全て満たす必要がございます。具体的な要件といたしま

しては、事業者の策定する計画期間におきまして、地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。2つ目が、牽引事業による付加価値の増加が2,995万円を上回ること。3つ目が、事業の実施により計画区域内において経済的効果が見込まれることの3項目となっております。また、固定資産税を課さなかった場合の減収分につきましては、地域未来投資促進法の規定により、課税免除した固定資産税相当分が補填されることとなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 債務負担行為がなぜ追加補正であるのかお伺いしたいと思います。

継続費で総合体育館大規模改修事業がありますけれども、総体的な予算について変更はないのかどうかお伺いします。

地方債補正で、校内ネットワーク整備事業がありますけれども、具体的な事業内容を示していただきたいと思います。また、この費用の概要、国県補助などの内訳について説明を求めたいと思います。校内ネットワークといっても、先生の発信力がなければ整備しても意味がないと考えますけれども、県教育委員会及び高鍋町教育委員会の考え方などはどうなっているのか、また、スキーム、いわゆるスキルはどうなっているのか、また、現在パソコンが不足していると聞き及んでおりますが、タブレットをはじめどのような形に仕掛けていくのかお伺いします。

社会資本整備事業のうち、道路関係は減額となっておりますが、災害対策が優先されたようですが、どういうことなのかお伺いします。

農業用ハウスの強靱化緊急対策がありますけれども、投資金額はどのくらいなのか、補助率などを加味して答弁をお願いしたいと思います。

海水浴場等観光施設管理業務委託がありますけれども、海水浴は今年はしないということではなかったのかどうか、ちょっと再確認したいと思います。

新型コロナ貸付金について既に申込みがあるのか、また家賃などについて家主さんとの協議が行ってきたのかお伺いします。

災害対策費で備品購入費がありますが、具体的には特別委員会で聞きますけれども、全体的な考え方についてはどうなのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課関係部分についてお答えをさせていただきます。

債務負担行為の追加についてでございますが、昨年12月議会で債務負担行為を設定をさせていただきましたが、商工会館ですが、建設予定地の変更により、契約に至りませんでした。そのため、単年度会計独立の原則により、昨年度設定をいたしました債務負担行為は失効しておりますので、改めて債務負担行為を設定させていただくものでございます。以上です。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課関係部分についてお答えいたします。

総合体育館大規模改修事業に伴います総体的な予算の変更についてでございますけれども、現段階では変更の予定はございません。

以上です。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課関係部分についてお答えいたします。

今回の補正予算は、児童生徒1人1台端末を前提といたしました高速大容量の通信ネットワークを、各学校に整備するために必要な経費を計上させていただいたところでございます。このネットワークを構築するために必要となります校内LAN、無線アクセスポイント、タブレットパソコンの充電保管庫等を整備する事業につきましては、国から2分の1の補助を受けることができまして、町の負担となります残り2分の1のうち9割は、交付税措置のある起債が活用できることとなっております。御質疑の中にありました地方債補正が、これに該当するものでございます。また、タブレット型端末の整備につきましては、4校の児童生徒1,670名あるんですけども、その3分の2に当たります1,113台が補助対象となりまして、1台当たり4万5,000円の定額補助が受けられることとなっております。補助対象外となります残り557台につきましては、令和4年度までに整備をしたいと考えているところでございます。なお、いずれの補助事業も今年度限りとなっているところでございます。

各小中学校におきますICT活用事業は、只今説明いたしました今後の社会変化に対応できる教育内容の改善を目指すことを目的といたしますGIGAスクール構想に基づくシステムの構築と、職員の長時間勤務改善を目的とする統合型校務支援システム構築の2つがでございます。

宮崎県は、来年度から県内全域を網羅する統合型校務支援システムの導入を今進めているところでございます。

県内全ての学校で、同じシステムを使って、通知表や指導要録等のデータ連携や、グループウェア等を活用した資料の共有が図れるようにすることで、教職員の負担を軽減し、児童生徒と接する時間を十分確保することで、本当に必要な指導支援を行うことができる環境をつくり出すことが期待されているところでございます。これらの2つのシステムを効果的に運用していくために、今後県教育委員会と連携して学校における効果的なICT活用計画や教員スキル向上のためのフォローアップ計画などの策定を進めていきたいと考



えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課所管分につきましてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業のうち、道路関係の減額でございますが、国の内示額の確定によりまして、1,300万2,000円の減額となっております。また、災害対策につきましては、国土交通省による宮越排水機場の整備が決定したことに伴い、他の排水区への流出を抑制する目的で、道路をかさ上げするための測量設計委託費を補正するものでございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課関連のお尋ねについてお答えをさせていただきます。

農業用ハウスの強靱化緊急対策がありますが、投資金額はどのくらいなのか、また、補助率などを加味しての答弁を求めておられるということでございます。

農業用ハウス強靱化緊急対策事業についてでございますけれども、本事業は、台風等によります農業用ハウスの被害軽減を目的といたしました国の補助事業でございます。今回、令和2年度の要望調査を行いましたところ、3件の要望がございまして、総事業費は216万9,202円となっております。補助率につきましては、国が50%、農家の負担が50%というふうになっております。国からの補助内示額でございますけれども、こちら95万1,000円となっております。補助率を換算いたしますと50%を割り込んだ数字というふうになっておりますけれども、こちらにつきましては、県への配分をまた各市町村で割るということになっておりますので、宮崎県全体でこの事業に取り組むという要望が多かったのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課関連部分をお答えいたします。

まず、海水浴場につきましてでございますが、本年度高鍋海水浴場のほうは開設は行われません。しかしながら、蚊口浜につきましては、長い間指定遊泳場として継続されてきた経緯もございますので、夏の期間は町民が安全に水辺を楽しめる場所としても定着しておりますことから、遊泳禁止となるものの夏季には子どもや家族連れなどの来訪が見込まれております。そのような状況で、水難事故などの発生も懸念されることから、事故等の予防策として海岸周辺の巡視等を行うものでございます。

次に、新型コロナウイルスの関連の貸付資金についてでございます。

セーフティーネット保証の認定申込みにつきましては、随時申請が上がってきているところでございまして、6月5日の時点で認定数は82件となっております。また、家主さんとの家賃に関する協議につきましては、入居されております事業者様と大家さんの間で

直接行われておりまして、家賃の減額をされたところもあるというふうに伺っております。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 災害対策費への備品購入費について、全体的な考え方についてのお答えでございます。

災害対策費の備品購入費につきましては、国の補助事業であります社会資本整備総合交付金事業を活用しまして、避難活動支援や避難者の安全確保などを図るため、リアカー、担架、レスキューキットなどの防災資機材を購入するものでございます。平成28年度からの5か年間の継続事業で、今年度で66か所の配備が完成する予定でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは、春成議員も質問をされたことではあるんですけども、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

総合体育館に関してだけではありませんけれども、新型コロナ以外ソーシャルディスタンス、一定の距離を保つということが言われておりますけれども、もし災害が発生した場合の避難所対策のマニュアルはできているのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 昨日の一般質問の中でもお答えしましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策下における避難所に関するガイドラインというものを策定しております。議員が言われるように、感染症予防には3つの密を避けることが重要でありますので、一定の間隔の確保が可能な町体育館等を避難所として開設をするということにしております。今回、計上しました備品購入費の中で、その体育館等の避難所で使用するマットについても購入する予定としているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第50号から議案第56号及び議案第58号の8件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第56号及び議案第58号の8件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第57号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

議員の皆様は第3会議室にお集まり願います。

午前10時28分休憩

.....

午前10時31分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会、委員長に緒方直樹議員。同じく副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時31分散会

.....